

黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する情報収集

【背景】

温帯化等に伴い、
地球の砂漠化が進展

偏西風に乗り、中国大陸からの
土壤・鉱物粒子等が日本へ飛来
する機会の増加

国民の間に健康影響への不安感が増大

国民にデータに基づく安心感をもたらす説明の必要性

【事業】

黄砂による健康影響に関する国内外情報の収集 (H20年度～)

○文献調査、日中韓三カ国環境大臣会合の活用
アスベスト対策資料、労働安全衛生対策資料等の活用

○地球環境局、国立環境研究所等による、黄砂性状、飛散に
関する情報の活用・連携

・黄砂のサイズ、形状、組成、付着物質等、黄砂の性状に関する情報
・黄砂の飛来状況等、黄砂の飛散に関する情報等

健康影響に関する総合評価 (検討会による評価) (H21年度～)

花粉対策の更なる充実強化

【背景】

花粉症：国民の5-6人に1人が罹患
年々増加傾向

国民の大きな関心事

対策強化
の必要性

【現状】

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省の連携の下に推進
発生源対策（農林水産省）、医療対策（厚生労働省）、花粉情報対策（環境省）等

《花粉情報》

1. 花粉の種類：スギ・ヒノキ科の花粉
2. 予測の種類：
 - ①花粉の飛散前における「花粉の総飛散量」の予測
 - ②花粉の「飛散開始時期」の予測
 - ③花粉飛散終息予測

花粉観測システム
(はなこさん)と
連携

(*林野庁のスギ雄花の生育状況、気象庁の気象情報も踏まえて予測)

【問題点】

1. スギ・ヒノキ科の花粉予測においては、シーズン全体の飛散量と開始・終息時期の予測のみで、毎日の花粉飛散量の予測はしていない。
2. シーズンが春のスギ・ヒノキ科の花粉予測のみに留まっている。

【今後の対応】

1. スギ・ヒノキ科の花粉予測において、毎日の花粉飛散量の予測ができる体制の整備
2. シーズンが春のスギ・ヒノキ科の花粉予測のみから、初夏のイネ科（カモガヤ等）、真夏から秋口にかけてのキク科（ブタクサ、ヨモギ等）までを対象とした花粉予測の整備

水俣病総合対策関係経費等

9, 529百万円（8, 522百万円）

総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていくようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

（1）救済策に関連した措置

水俣病被害者の救済策について、与党プロジェクトチームと連携しながら関係者の合意が得られるよう努力をし、合意が得られた場合にできるだけ早期に、円滑に対応できるよう所要の予算を計上する。

（2）地域環境福祉施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業

等

(3) その他

- 以下の事業を引き続き実施する。
- ・水俣病被害者等医療費等支給事業
 - ・水俣病被害者等手当支給等事業
 - ・健康管理事業
 - ・公害医療研究事業
 - ・水俣病検診機器整備事業
 - ・水俣病国際貢献推進事業
 - ・チッソ(株)に対する支援措置

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

(新) 自立支援型公害健康被害予防事業推進費 200百万円(0百万円)

環境保健部企画課

1. 事業の概要

(独) 環境再生保全機構では公害健康被害予防基金(500億円)の運用益により、公害健康被害予防事業を実施している。ぜん息患者からはこれまでの健康相談の機会等に、予防事業の拡充に対する要望が多く寄せられている。

また、東京大気汚染訴訟の和解協議に際し、官房長官及び環境大臣は予防事業について「健康相談等のニーズを踏まえた拡充」を検討する旨を表明しており、総理も「治療についてご負担を軽減して、治療、対策を進めしていくことについて、協力していきたい」と発言している。

以上を受け、これまでの予防事業に加え、各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援をするための自立支援型公害健康被害予防事業を実施する。地方自治体からの要望等を踏まえ、例えば以下のよう事業を実施する。

- ① ぜん息患者用医療機器等の「ぜん息予防キット」の貸与、使用方法の指導
- ② ぜん息の改善に資する水泳リハビリ等の健康増進運動の指導
- ③ 患者の自宅に出向いた健康相談、生活環境指導

2. 事業計画

毎年度、環境再生保全機構に交付し、同機構が地方自治体からの要望等を聴取し、重要性の高い事業を実施する。

3. 施策の効果

ぜん息患者から健康相談の機会に特に要望の高いきめ細やかな事業を実施することにより、患者がぜん息を予防・健康回復し自立することを支援する。

4. 備考

補助金 200,000千円

(交付先) (独) 環境再生保全機構

(補助額) 定額

自立支援型公害健康被害予防事業

これまでの予防事業

健康相談、健康診査
機能訓練、計画作成
医療機器助成
環境改善(植樹)

※ これまでには、地方公共団体が開催する健康相談、キャンプなどの機能訓練や公的病院に対する医療機器の助成などに限定されていた

自立支援型事業とは

各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援するための事業である。地方自治体からの要望を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

健康増進運動の指導

(成人向け事業)



「ぜん息予防キット」の貸与・指導等

○「ネブライザー」の貸与、使用方法の指導

○水泳リハビリ等健康増進運動の指導

○「ピーチフローメータ」「ぜん息日誌」の使用方法の指導、提供

○日常生活において増悪防止、健康回復に資する機器の貸与

患者の自宅に出向いた生活環境指導の実施

○ぜん息で屋外に出るのが必ずしも容易でない患者の自宅を訪問し、健康指導、生活環境指導を行う。



総理発言
「治療、対策推進への協力」
患者からの
予防事業拡充の要望
官房長官及び環境大臣発言
「健康相談等のニーズを踏まえた拡充」

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

651百万円（593百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

このため、平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査—そら(SORA)プロジェクトー」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2. 事業計画

- (1) 平成17年度から開始した学童（小学生）を対象とする5年間の追跡（コホート）調査（愛称：そら(SORA)しらべ隊）を、平成20年度以降も継続して調査する。（平成17年度～平成22年度）
- (2) 平成18年度から開始した幼児を対象とする症例対照研究を、平成20年度以降も継続して調査する。（平成18年度～平成22年度）
- (3) 平成19年度から開始する成人を対象とする疫学調査を、平成20年度以降も継続して調査する。（平成19年度～平成22年度）

3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

4. 備考

調査費 651,318千円

(内訳)	学童コホート調査	214,123千円
	幼児症例対照調査	218,692千円
	成人を対象とした疫学調査	218,503千円

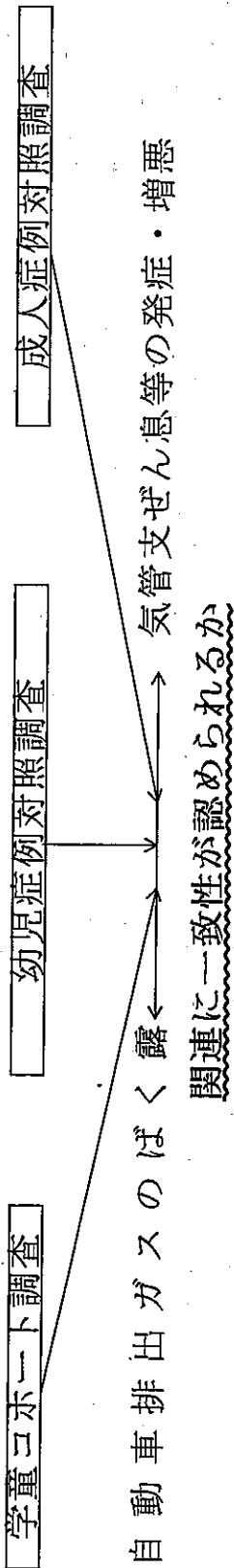
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

全体計画

1. 疫学調査による因果関係の有無の判断には、複数の疫学調査で関連の一貫性があることを観察することが重要。

- * 疫学調査による因果関係の有無を判定する際の視点として、「一貫性」は「時間的関係（ばく露の時間的先行）」、「量反応関係（ばく露量の増加に伴って相対危険が増加）」などとともに重要な視点である。
- * 調査対象者・調査対象地域・調査日時が異なる場合でも、調査デザインが異なっていても、同一の関連が観察されれば、この関連は因果関係である可能性が高い。

2. 本疫学調査では、対象やデザインが異なる調査として、①学童コホート調査、②幼児症例対照調査、③成人症例対照調査を実施し、結果の一貫性が認められることを確認する。



	調査名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	学童コホート調査						解析
2	幼児症例対照調査						解析
3	成人症例対照調査						解析

被認定者に関する医学的所見等の解析調査

22百万円（12百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

現在、石綿健康被害救済制度においては、被害者に対する迅速な救済が求められているが、判定には高度な知識が要求されるうえ専門家が非常に少なく、大量の事例を適切かつ効率的に判定することが困難な状況である。また、石綿健康被害救済法施行後5年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて制度の見直しを行う（法附則第6条）こととされており、その際医学的判定の考え方についても再検討される見通しであることから、画像所見や病理所見等の医学的情報やばく露状況に関する情報の収集・整理・解析を行うこととする。

①医学的所見解析調査

石綿健康被害救済法に基づく指定疾病であると認定されたものについて画像所見や病理所見の詳細解析を行い、併せて肺内石綿小体本数及び石綿繊維本数の測定を行うことにより石綿ばく露に係る医学的所見を解析する。

②石綿のばく露状況に関する調査

被認定者について居住歴、生活歴等に関する詳細なアンケート調査等を実施してばく露経路の状況を把握する。また、労働現場と関連するばく露歴が確認されない者については、石綿取扱い施設稼動時の居住地を整理して全国的な分布を把握する。

2. 事業計画

区分	19	20	21	22～(*)
被認定者に関する医学的所見等の解析調査				
①医学的所見解析調査			→----->	
②石綿のばく露状況に関する調査			→----->	

*：平成22年度に法制度の見直しに対応した予算の見直しを実施予定

3. 施策の効果

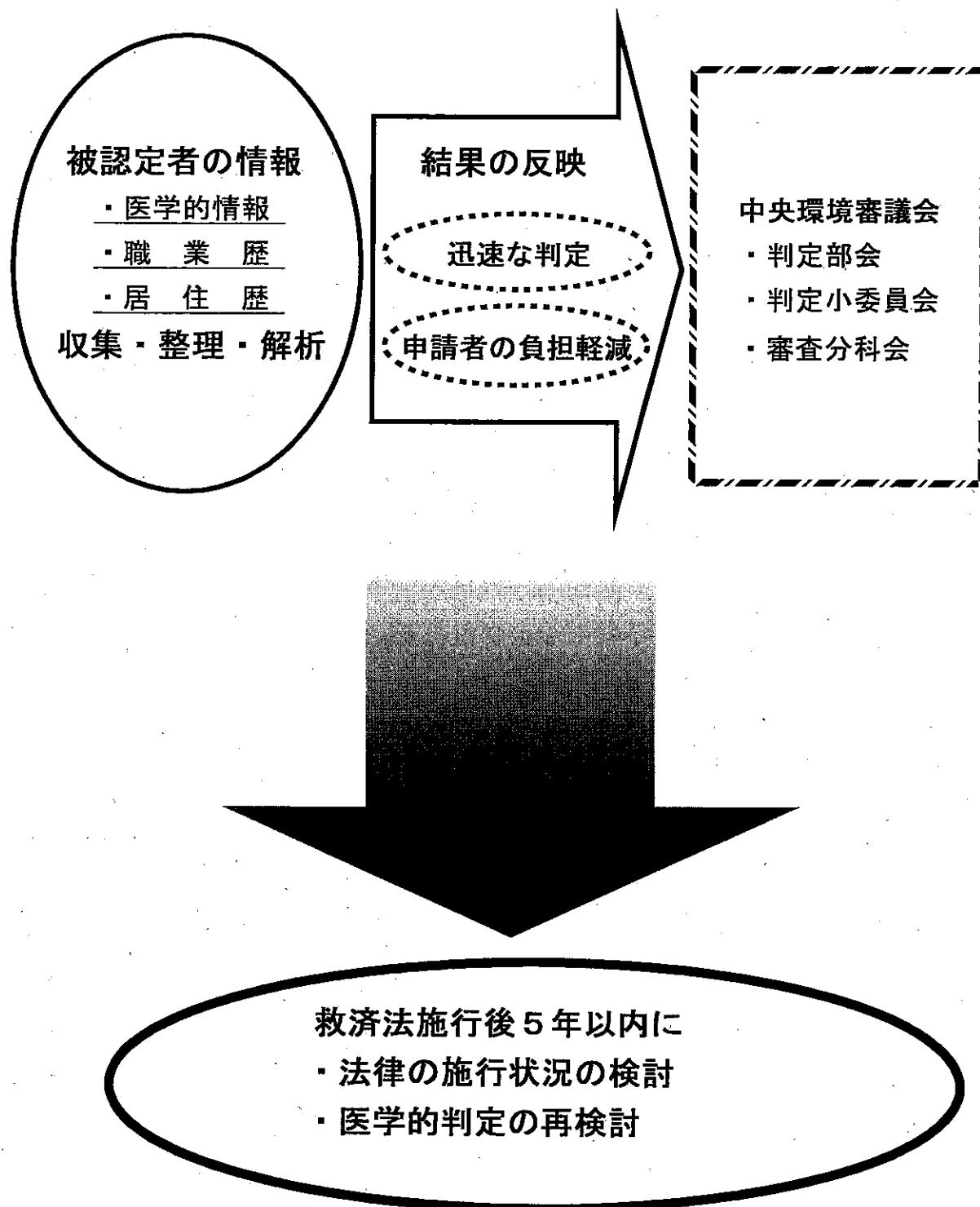
医学的判定の対象となった指定疾病の事例について、その画像所見や病理所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、医学的判定における資料としてすることで、その後における適切で迅速な判定が期待できる。また、医学的所見と併せて職業歴や居住歴を調査することにより、被認定者の特徴・傾向が把握できる。

4. 備考

調査費 21,979千円

（内訳）医学的所見解析調査、石綿のばく露状況に関する調査

被認定者に関する医学的所見等の解析調査



一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

73百万円（68百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

一般環境経由による石綿ばく露の可能性のあった地域において、石綿ばく露の可能性があった住民を対象に、①職歴や居住歴等の詳細な問診、②胸部X線検査、③胸部CT検査等を実施し、何らかの石綿ばく露に関する医学的な所見が確認され経過観察が必要な者に対しては、定期的に検査（年1回を想定）を行い、適切なフォローアップを行う。

上記問診等で得た情報を基に、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患等（中皮腫・肺がんに加えて、胸膜肥厚班、肺の線維化などを含む）の発症リスクについて解析を行う。

2. 事業計画

今後の石綿関連施策や救済法の施行に必要なデータを蓄積するため、以下のとおり継続して行う。

○平成18年度～

- ・大阪府泉南地域（5市3町）、尼崎市、鳥栖市

○平成19年度～

- ・大阪府泉南地域（5市3町）、尼崎市、鳥栖市、奈良県、羽島市

○平成20年度～（予定）

- ・大阪府泉南地域（5市3町）、尼崎市、鳥栖市、奈良県、羽島市
横浜市（新規）

3. 施策の効果

一般環境経由で石綿ばく露の可能性があった地域において、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患等の発症リスクに関する実態を把握するとともに、対象地域住民の健康増進に資する。

4. 備考

諸謝金、職員旅費、委員等旅費、環境保全調査費 1,908千円

（内訳）石綿ばく露のリスク調査に関する検討会開催経費等
委託費 71,283千円

（内訳）一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査
(地方公共団体6箇所)

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

